

平成30年9月3日

## 香芝市立香芝東中学校 運動部活動の方針

香芝市立香芝東中学校

### 1. 部活動の意義

- 学校の運動部活動は、学校教育の一環として、スポーツに関心を持つ同好の生徒が教員等の指導の下に、自発的・自主的にスポーツを行うものであり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。
- また、運動部活動は、生徒が体育の授業で体験し、興味・関心を持った運動をさらに深く体験するとともに、授業で身につけた技能等を発展・充実させることができるものであり、逆に、部活動での成果を体育の授業で生かし、他の生徒にも広めていくことも出来るものである。
- さらに、運動部活動は、自主的に自分の好きな運動に参加することにより、体育の授業に加えて、スポーツに生涯親しむ能力や態度を育てる効果を有しており、あわせて、体力の向上や健康の増進を一層図るものである。その上、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感等を育成し、仲間や教員（顧問）等と密接にふれあう場として大きな意義を有するものである。
- このように、運動部活動は、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るものであり、生徒のスポーツ活動と人間形成を支援するものであることはもとより、その適切な運営は、生徒の明るい学校生活を一層保障するとともに、生徒や保護者の学校への信頼をより高め、さらには学校の一体感の醸成にもつながるものである。

### 2. 香芝東中学校運動部活動の方針の策定

本校では、スポーツ庁策定「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」「奈良県運動部活動の在り方に関する方針」及び、「香芝市立学校運動部活動の方針」を踏まえ、本校生徒の健やかな成長や教員の負担軽減を図り、運動部活動がより一層有意義な活動となるための指針として、「香芝市立香芝東中学校運動部活動の方針」を策定する。

### 3. 適切な運営のための体制整備

- 運動部顧問は、本方針に則り、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- 校長は、自校の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

### 4. 指導・運営に係る体制の構築

- 指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、複数の顧問が指導にあたるよう、適正な数の運動部を設置する。
- 各校の実態に応じて、部活動指導員や外部指導者等を積極的に活用する。
- 生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

## 5. 適切な練習時間・休養日等の設定

○練習時間（準備運動、整理運動は含める。ミーティング等は含めない。）

- ・平日では2時間程度（1時間程度の自主的な早朝練習は含めない。）
- ・土日、休日、長期休業日は3時間程度

○休養日

・学期中は、原則、週当たり2日以上休養日を設ける。

(1) 平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上を休養日とする。

(2) 土日に大会等があり、土日に1日以上休養日を設けられない場合は、他の日（月曜日や他の週の土日等）に振り替えて休養を設定し、月間8日以上休養日を設ける。

(3) 全国大会への参加や部活動の特性のために、月間8日以上休養日を設けられない場合は、年間104日以上休養日を設ける。

・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

## 6. 安全管理・体罰等の根絶

○活動の前後だけでなく、活動中にも生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努める。また、生徒一人一人の体力・運動能力に応じた指導を心がける。

○定期的に施設・設備等の安全点検を実施し、破損等があれば使用中止、補修などの措置を速やかにとる。また、生徒に対して使用方法等について指導を徹底し、安全に活動できるようにする。

○高温下での活動や急激な天候変化については、適切な判断が下せるようマニュアルを作成し、生徒にも周知するなどし、熱中症などの事故防止に努める。

※参考「学校管理下における体育・スポーツ活動中の事故を防止するために（奈良県教育委員会 平成29年3月）」

○「体罰・不適切な行為は重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。」という認識のもと、学校全体で体罰等の根絶に向けた取組を推進する。

※参考「信頼される教職員であり続けるために（奈良県教育委員会 平成26年3月）」